

豊橋市景観計画を策定しました

◆ 豊橋らしいこちよい景観を育みましょう！

豊橋市では、令和3年4月1日に景観法に基づく「豊橋市景観計画」を策定しました。この計画は、豊橋市の景観形成の基本的な考え方や、美しく地域らしい景観形成の配慮指針、建築行為等の制限などを示したものです。一人ひとりがともに力を合わせ、豊橋らしいこちよい景観を育んでいくことを目指し、景観まちづくりの基本理念を「ともに育む 豊橋らしい こちよい景観」としました。

◆ 周辺の景観特性に応じて、景観配慮のポイントを示しました！

この計画は、市全域を14のエリアに区分し、それぞれの景観特性に応じて、建築行為等を行う際の地域らしい景観づくりの配慮指針を示しました。また、石巻山の眺望を保全し、豊川の水辺景観を育むため、それぞれの指針も示しました。これらの指針に沿って、みんなで景観づくりを進めましょう。 ※ 一定規模を超える建築行為等は、指針への適合が必要です。(裏面参照)

◆ ガイドラインもご活用ください！

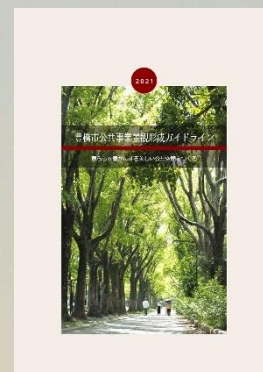
景観計画とともに、ガイドラインを2冊まとめました。「景観計画ガイドライン」は、建築設計などの際に参考となるデザインの進め方や事例を紹介しています。「公共事業景観形成ガイドライン」は、公共事業の種類に応じた景観デザインの進め方を紹介しています。景観デザインの参考書や家づくりの提案資料として用いるなど、様々な場面で積極的に活用してください。



豊橋市景観計画



豊橋市景観計画
ガイドライン



豊橋市公共事業景観形成
ガイドライン



◆ 一定規模を超える建築行為等は事前協議と届出が必要です ◆

一定規模を超える建築行為等を行う際は、市にまちづくり景観条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出が必要です。市は、景観配慮の指針（景観形成基準）に適合するか確認します。

【1】事前協議と法に基づく届出が必要な行為

- 建築物：建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更など
(行為の場所により規模が異なります。)
- 工作物：工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更など
(行為の場所により規模が異なります。)
※ 工作物：鉄柱、送電塔、太陽光発電施設、高架道路、橋梁など
- 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（5ha超）

【2】事前協議と法に基づく届出の時期

- 事前協議：計画段階
- 届出：工事着手の30日前まで
※ **令和3年10月1日から事前協議と法に基づく届出の制度が始まります。（令和3年10月31日以降に着手する工事が対象です。）**

【3】事前協議と法に基づく届出の窓口

- 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課（本庁舎 東館9階）

【4】その他

- 景観計画や関連するガイドラインなどは、都市計画課ホームページからダウンロードできます。
- 規制・誘導の区域区分は、市ホームページの「ちずみる豊橋」で確認できます。
- 届出の内容が基準に適合しない場合は、勧告等を行う場合があります。
- まちづくり景観形成地区（市内8か所あり）では、景観法に基づく届出の対象にならない行為でも、条例に基づく届出が必要になります。

◆ お問い合わせ 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課 景観グループ

TEL：0532-51-2615 FAX：0532-56-5108

E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

ホームページ：https://www.city.toyohashi.lg.jp/13439.htm

都市計画課HP
▼ QRコード



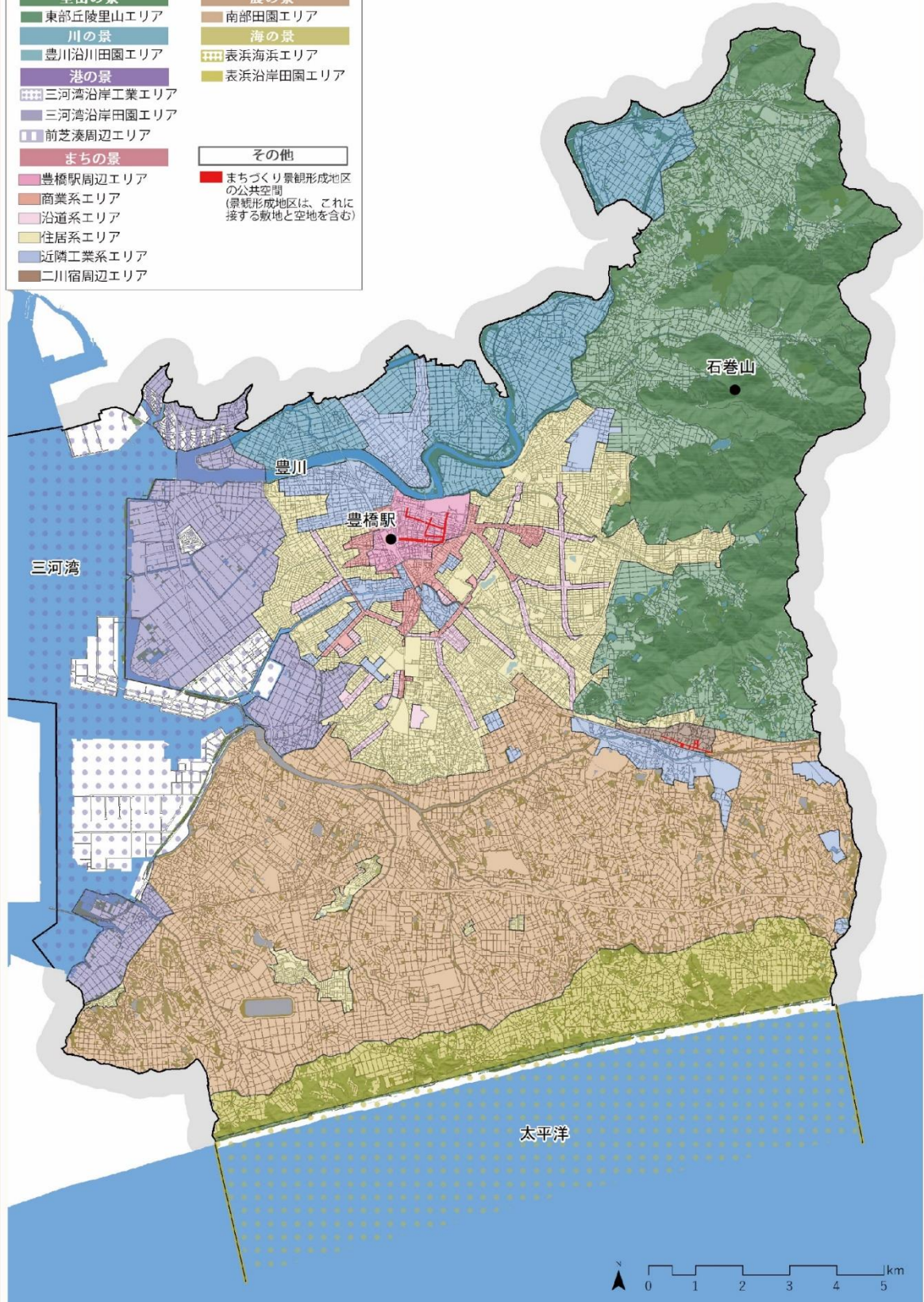
■ 豊橋市景観計画の概要とエリア区分図

■ 目標景観像 水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち

- ー 水と緑に恵まれた市街地が、多様な自然や田園に包まれた潤いある景観 ー
- ー 人の暮らしと地域の自然が調和した美しい景観 ー

■ 基本方針 地域の成り立ちや景観資源を大切にし、地域らしい景観に磨きをかける

■ 里山の景	■ 農の景
■ 東部丘陵里山エリア	■ 南部田園エリア
■ 川の景	■ 海の景
■ 豊川沿川田園エリア	■ 表滨海浜エリア
■ 港の景	■ 表浜沿岸田園エリア
■ 三河湾沿岸工業エリア	
■ 三河湾沿岸田園エリア	
■ 前芝湊周辺エリア	
■ まちの景	■ その他
■ 豊橋駅周辺エリア	■ まちづくり景観形成地区の公共空間
■ 商業系エリア	■ (景観形成地区は、これに接する敷地と空地を含む)
■ 沿道系エリア	
■ 住居系エリア	
■ 近隣工業系エリア	
■ 二川宿周辺エリア	



■ 事前協議と届出の対象行為

事前協議と法に基づく届出の対象行為

【1】事前協議と法に基づく届出が必要な行為の種類

- 建築物の建築等
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の建設等
 - ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※本計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none">・煙突・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く）・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの・風力発電施設その他これに類するもの・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの・彫像、記念碑その他これらに類するもの・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの・柵、塀その他これらに類するもの・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの・その他、市長が指定したもの
種類②	<ul style="list-style-type: none">・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none">・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none">・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

- 開発行為
 - ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

【2】 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等	工作物の建設等*		開発行為
			種類①	種類②～⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ10m超又は 建築面積500㎡超	高さ 10m超	種類②： 高さ30m超 種類③： 太陽光パネルの 合計面積(計画総面 積)計500㎡超 種類④： 高さ10m超 種類⑤： 幅員4m超又は 延長10m超	開発区域 5ha超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ 10m超		
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ15m超又は 建築面積3,000㎡超	高さ 15m超		
	三河湾沿岸田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ 10m超		
	前芝湊周辺エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ 13m超		
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ20m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ 20m超		
	商業系エリア	高さ20m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ 20m超		
	沿道系エリア	高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ 15m超		
	住居系エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ 13m超		
	近隣工業系エリア	高さ15m超又は 建築面積1,000㎡超	高さ 15m超		
	二川宿周辺エリア	高さ13m超又は 建築面積500㎡超	高さ 13m超		
農の景	南部田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ 10m超		
海の景	表浜海浜エリア	高さ5m超又は 建築面積10㎡超	高さ 5m超		
	表浜沿岸田園エリア	高さ10m超又は 建築面積1000㎡超	高さ 10m超		

* 工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

まちづくり景観形成地区（市内8か所）では、景観法に基づく届出の対象にならない行為でも、条例に基づく届出が必要になります。

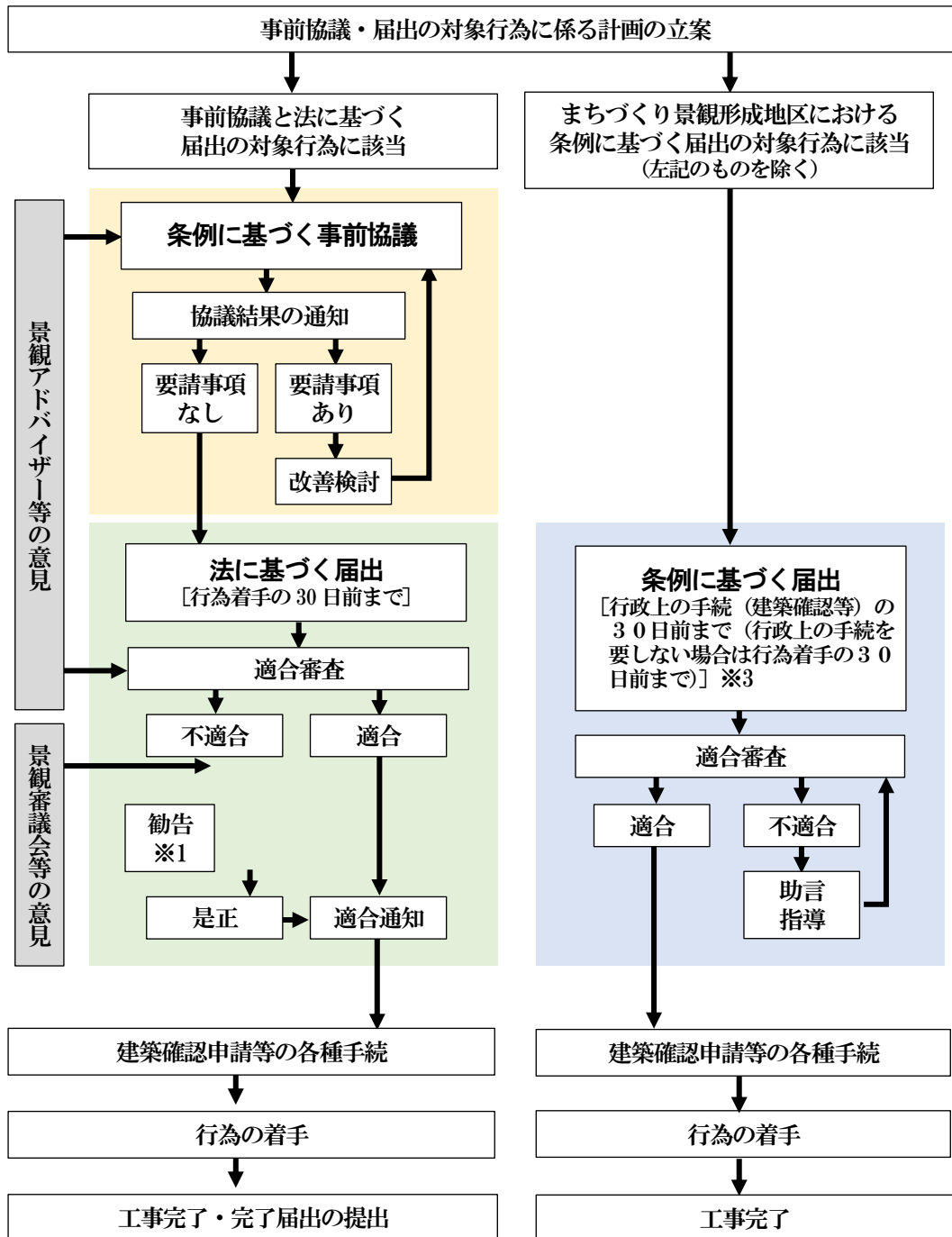
【1】 条例に基づく届出の対象行為の種類

- 建築物の建築等
 - ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の建設等
 - ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 屋外広告物の表示等
 - ・ 屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

【2】 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く全ての規模。

■ 事前協議と届出の手続きフロー



■ その他

・景観計画の景観形成基準は、共通基準、エリア別基準などがあります。また、まちづくり景観形成地区においても別途、基準があります。詳しくは、豊橋市景観計画や豊橋市都市計画課のホームページでご確認ください。

(都市計画課 ホームページ URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/13439.htm>)

▼ QRコード



◆ お問い合わせ 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課 景観グループ
 TEL : 0532-51-2615 FAX : 0532-56-5108
 E-mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp